



2022年5月13日

各 位

会社名 株 式 会 社 四 国 銀 行
代表者名 取 締 役 頭 取 山 元 文 明
(コード：8387、東証プライム市場)
問合せ先 取締役総合企画部長 白 石 功
TEL (088)823-2111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第208期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および（電子提供措置等）の新設

（1）定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（2）定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

*下線表示した箇所が変更部分です。

現 行 定 款	変 更 案
第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	(削除)

(新設)	<p><u>第17条(電子提供措置等)</u> <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	---

2. 第29条(顧問および相談役)の廃止

(1) 定款変更の理由

コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、顧問および相談役を廃止することに伴い、現行定款第29条に定める顧問および相談役に関する規定を削除し、現行定款第30条以下の条数を繰り上げるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

* 下線表示した箇所が変更部分です。

現行定款	変更案
<p><u>第29条(顧問および相談役)</u> <u>取締役会は、その決議によって顧問および相談役を定めることができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第30条～第39条(記載省略)</u></p>	<p><u>(以下、条数繰り上げ)</u> <u>第29条～第38条(現行どおり)</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以 上